

（単体発注・事後審査型）
沖縄県企業局一般競争入札公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和7年4月28日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮城 力

1 業務概要

(1)	業 務 名	離島水道施設施工管理業務委託（伊是名）（R 7）	
(2)	履 行 場 所	伊是名村仲田地内	
(3)	業 務 内 容	本業務は、水道広域化施設整備事業のうち、伊是名水道施設工事の施工管理を行うものである。 施工管理業務 1 式 ① 技師（A）（管理技術者） 1.0人 10ヶ月（重点管理） ② 技師（C）（土木） 1.0人 10ヶ月（常駐管理）	
(4)	履 行 期 間	契約締結日の翌日（土日祝日を除く）から令和8年3月31日まで	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型	
(7)	その 他 適 用 の 有 る 法 令 、 制 度 等 〔 本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。 〕	○	最低制限価格制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
			準備手続（予算成立前） ※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続（交付決定前） ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続（繰越承認前） ※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			債務負担行為業務 ※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適用する技術者単価	令和7年3月技術者単価	※本業務の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種 区 分	土木関係コンサルタント	(1)の業種区分において(2)の登録業種を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格登録名簿への登録があること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	登 録 業 種	上水道及び工業用水道	
(3)	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿登録年度	令和7・8年度	
(4)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(5)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		

		入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県企業局競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社のの執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合			
(6)					
(10)		警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(1)	履行実績	対 象 期 間	自 平成27年4月1日 至 令和7年5月19日		左記の期間内に下記の対象業務を元請けとして完了した実績を有すること。
		対 象 業 務	【同種業務】 ・国内において、公共機関（国・県・市町村・公社等）が発注した水道施設、下水道施設の新設、又は改良工事（修繕工事は除く）に係る施工管理業務又は設計業務。		
		備 考	共同企業体の構成員としての履行実績は、代表構成員のものに限り対象とする。		
(2)	配置予定技術者	資 格 区 分	下記に掲げる管理技術者及び主任技術者を当該業務に配置できること。 ア 管理技術者（技師A） ①以下の(ア)から(ウ)の資格のうち、いずれかの資格を保有し、かつ、(エ)に掲げる実務経験を有する者であること。 (ア) 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門「上下水道」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。 (イ) RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 (ウ) 一級土木施工管理技士の資格を有する者。 (エ) 同種業務の管理技術者としての実務経験、又は担当技術者として3年以上の実務経験を有する者。 イ 担当技術者（技師C） ①以下の(ア)から(ウ)に掲げる資格のうち、いずれかの資格を保有している者であること。 (ア) 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門「上下水道」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。 (イ) RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 (ウ) 一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士の資格を有する者。		
		備 考	管理技術者にあつては、入札日時時点で直接的な雇用関係があること。		
(3)	その他の条件	地 域 要 件	(ア) 沖縄県内 (イ) 本店	左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。	
(14)	取 扱 け 案 件	以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。 なし			

3 入札手続等

(1) 手続方法	電子入札	本業務は、入札手続（入札書提出から落札者決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。 ※電子入札に関する事項については、「9 電子入札に関する事項」を参照すること。
	紙入札	紙入札への移行を希望する場合は、速やかに7-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県企業局電子入札運用基準（※）」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。 ※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679 ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第2号） ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加承認申請書」（様式第1号）

(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和7年4月28日 ～ 至 令和7年5月20日			
	配 布 方 法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000			
	問 い 合 せ 先	沖縄県企業局総務課		電話番号	098-866-2803
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	令和7年5月20日（火）8:30		
		入 札 締 切	令和7年5月20日（火）14:00		
	持参による場合（紙入札）	持 参 日 時	令和7年5月21日（水）8:50		
		持 参 場 所	沖縄県企業局 総務課（県庁12階）		
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のＩＣカードで必ず行うこと。			
	紙入札時の注意事項	(1) 業務費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、企業局建設課離島整備班へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び履行場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。			
	業務費内訳書の提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。 (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、業務費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。			
	(4) 入札の辞退等	紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。 また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」に基づく指名停止を行うことがある。 ※沖縄県企業局ＨＰ → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679			
(5) 開札日時	令和7年5月21日（水）9:00 電子入札システムにより開札（再入札及び再々入札は左記開札時刻より30分ごとに実施）				
(6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 <				

(10) 本入札に係る資料の取扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 提出された申請書等は、返却しない。
-------------------	---

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否		免除（沖縄県財務規則第100条第 2 項第 4 号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の 5 を県に納付しなければならない。
		○	以下により納付の必要あり。（沖縄県財務規則第100条）
	沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の 5 以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、沖縄県財務規則第100条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は入札保証金の納付を免除する。 ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の 5 を県に納付しなければならない。 (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合（沖縄県財務規則第100条第 2 項第 1 号関連） (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められるものが入札に参加する場合（沖縄県財務規則第100条第 2 項第 3 号関連） ※ 1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※ 2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)、(2)のいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
	入 札 保 証 金 (現金の場合)	提 出 期 限	令和7年5月20日 (火) 13:00 まで
		提 出 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班 098-866-2803
		提 出 方 法	「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。 ※事前に電話連絡の上、納入通知書の発行を受け、金融機関で納付後 上記提出期限までに領収書（写）を提出すること。
	入 札 保 証 金 保 険 証 券	提 出 期 限	令和7年5月14日 (水) 15:00 まで
		提 出 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班
		提 出 方 法	持参又は郵送。（配達を確認できる方法にて送付すること。）
		そ の 他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から 2 か月とする。
	過去 2 箇年の 間に国又は地 方公共団体と の 契 約 実 績	提 出 期 限	令和7年5月14日 (水) 15:00 まで
		提 出 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班
提 出 方 法		持参又は郵送。（配達を確認できる方法にて送付すること。）	
そ の 他		提出期限日から過去 2 箇年の間に完了した業務の一覧表「地方公共団体 等契約状況」を提出すること。	
有 価 証 券 等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。		

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、TECRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定担当技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（※）に基づく指名停止を行うことがある。 ※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679	
(3) 支払条件	前 金 払	－
	部 分 払	2ヶ月に1回を超えない回数
(4) 火災保険等の要否	要 ・ ☒ 否	
(5) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6) 請負代金の変更等	本業務の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。	
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県企業局競争契約入札心得」、「委託契約約款」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。	

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班 電話：098-866-2803	
(2) 上記(1)以外に関すること	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局建設課 離島整備班 FAX：098-861-5799	
	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局建設課 離島整備班 電話：098-866-2814	
	提 出 期 間	令和7年4月28日（月）から 令和7年5月9日（金） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提 出 方 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※（沖縄県電子入札ポータルサイト内）に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000	
		期 間	令和7年5月13日（火）から 令和7年5月20日（火）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県企業局総務課 建設業務指導班
	提出方法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）は受け付けない。
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班 受付時間： 午前9時から午後5時まで	

8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県企業局電子入札運用基準（※）」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※沖縄県企業局ＨＰ → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679 なお、電子入札システムは沖縄県の共通システムであり、運用詳細については下記ポータルサイトを参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前８時から午後８時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。 ・落札保留通知書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 ※最低制限価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。	